

竹富町道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、町が法第32条の規定による道路占用の許可を受けたもの（以下「占有者」という。）から徴収することができる道路の占用料（以下「占用料」という。）及びその徴収方法について定めるものとする。

(占用料の額及び計算の方法)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じてそのつど町長が定める。

2 占有者から徴収する占用料の算定は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- (2) 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- (3) 占有者から徴収する占用料の算定の基礎となる占用の面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに、占用の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。
- (4) 占用料の総額が100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。

(占用料の減免)

第3条 町長は、占有が、次の各号の一に該当すると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 法第35条に規定する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の行う事業のために占有するとき。
- (2) 道路に出入する道路を設けるために必要な道端、法敷又は側溝上を占有し、無料で常時一般の通行の用に供するとき。
- (3) 地先から雨水及び汚水をみぞ等に排出するために必要な排水管の埋設のために占有するとき。
- (4) 宅地の前から道路に出入りする通路の設置のために法敷を占有するとき。ただし、通路の幅（道路に沿う長さ）4メートル以上のものを除く。
- (5) 上下水道管等の設置のために占有するとき。
- (6) 恒例による祭典その他行事のために臨時に占有するとき。
- (7) 街路灯又は防犯灯設置のために占有するとき。
- (8) 前各号のほか、町長において占用の目的が公益のため又は特別の事由によると認めるとき。

(占用料の徴収方法)

第4条 町長は、占有を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を占有者に交付するものとする。

2 占有者は占有の開始の前に占有料を町に納付しなければならない。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占有料は毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

3 町長は特に多額である場合又はその他の理由により一時に全額の納付が困難であると認めたときは、前項の規定にかかわらず4回以内の分割納入を許可することができる。

(占有料の還付)

第5条 すでに納入した占有料は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、これを還付しない。

(1) 法第71条第2項の規定により占有の許可を取り消したとき。

(2) 天災、地変その他占有者の責以外の理由により占有できなくなったとき。

2 前項第1号による占有料の還付額は、当該占有箇所の原状回復が完了した日の属する月の翌月以降の分とする。

(不正行為に対する過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により占有料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表

道路占有料金表

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	460
	第2種電柱		700
	第3種電柱		950
	第1種電話柱		410
	第2種電話柱		650
	第3種電話柱		900
	その他の柱類		41
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
	地下電線その他地下に設ける線類	2	

	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	820
	郵便差出箱		340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	990
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		250
	外径が1メートル以上のもの		490
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき 1年	820
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額

	上空に設ける通路			490	
	地下に設ける通路			300	
	その他のもの			820	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日		10	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月		99	
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	99	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	990	
	標識		1 本につき 1 年		650
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日		10
		その他のもの	1 本につき 1 月		99
	幕（政令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日		10
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月		99
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月		990
その他のもの				490	
政令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月		99	
政令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				82	
政令第 7 条第 6 号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.02 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.014 を乗じて得た額		

政令第7条 第8号に掲 げる応急仮 設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて 得た額
政令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて 得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。